

補助第144号線（平井）の道路整備における 「補足測量」の実施についてお知らせします



東京都第五建設事務所

【第4号】

日頃より、東京都の事業に協力をいただきありがとうございます。

現在、東京都では補助第144号線（平井二丁目）の、土地境界を決めていくための用地測量をおこなっていますが、皆様の土地の高さを測らせて頂くための「補足測量」をおこなっていくことになりました。

「補足測量」では、「用地測量」と異なった委託業者が測量をおこないますので、お知らせします。

また、測量に関わる皆様には立入り等でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力の程、よろしくお願いします。

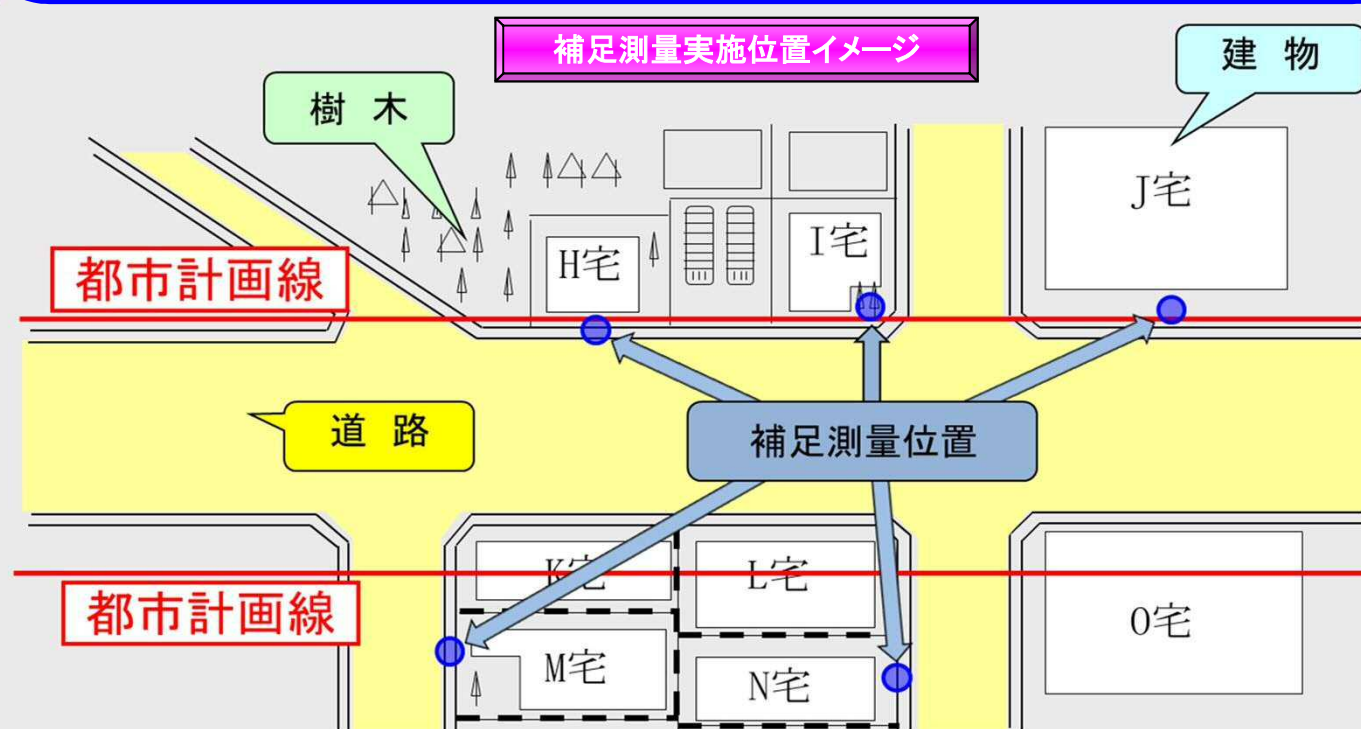
◆補足測量の概要

○補足測量は、新たにできる道路の高さを皆様の土地の高さにできるだけ合わせるために行います。

○高さを測る位置は建物の出入口や駐車場等となります。建物の中には入りません。

○都市計画線にかからない建物は道路整備に伴う建替えが必要なく、道路整備後も現在の建物出入口等を引き続き利用して頂くため、特に重点的に高さを測らせて頂きます。

※なお、新たにできる道路の高さはできるだけ皆様の土地の高さに合わせるよう配慮させていただきますが、道路は歩行者・自転車・車の走行や雨水を適切に流すなどの役割が求められる他、周辺の多くの方々の土地の高さとも合わせる必要があるため、結果的に、道路の高さが皆様の土地より高くなったり、低くなったりする場合もございます。



◆補足測量の実施にあたり◆

○皆様の土地に立ち入らせていただく際には、必ず事前にお断りしてから、作業に入らせていただきます。作業日にご都合の悪い場合や不在等でご連絡がつかない時は、改めて日程調整させていただきます。

○作業範囲については、4ページの測量範囲図の範囲を予定しています。

○測量会社には、当事務所が発行する「身分証明書」を携帯させ、腕章も着用しております。何かご不明な点がございましたら、当事務所までご連絡下さい。

身分証明書

25五建工身第 〇〇〇〇
身分証明書

氏名 年 月 日生
勤務先 住所
上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。

記
1. 件 名 用地測量(25五一補144平井)
2. 委託場所
3. 委託期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
平成 年 月 日
東京都第五建設事務所長 公印

注 意

1. この証明書は、標記 委託 に従事する場合には、必ず携帯し、関係人に請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
2. この証明書の記載事項は訂正しない訂正したものは無効とする。
3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都第五建設事務所長へ届け出なければならない。
5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都第五建設事務所長へ返還しなければならない。



他の道路での作業イメージ写真



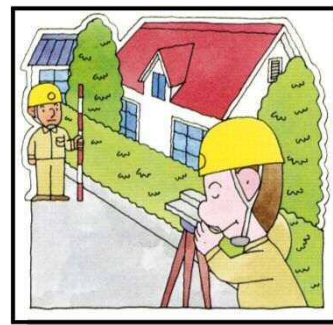
◆補足測量受託会社◆

- 1) 受託業者：『サンコーコンサルタント株式会社』
(測量会社) 東京都江東区亀戸1-8-9
担当：曾根、森高
TEL03-3683-7115

- 2) 作業期間：平成26年9月2日～4日
(※ 天候により期間が変更となる場合があります。)

- 3) 作業内容：補足測量(土地の高さを計測)

- 4) 作業時間：原則、平日の午前9時00分から午後5時30分まで
(※ 日没時刻の変動により前後する場合があります。)



※なお、測量日程の詳細につきましては、後日、測量会社または当事務所よりお知らせいたします。

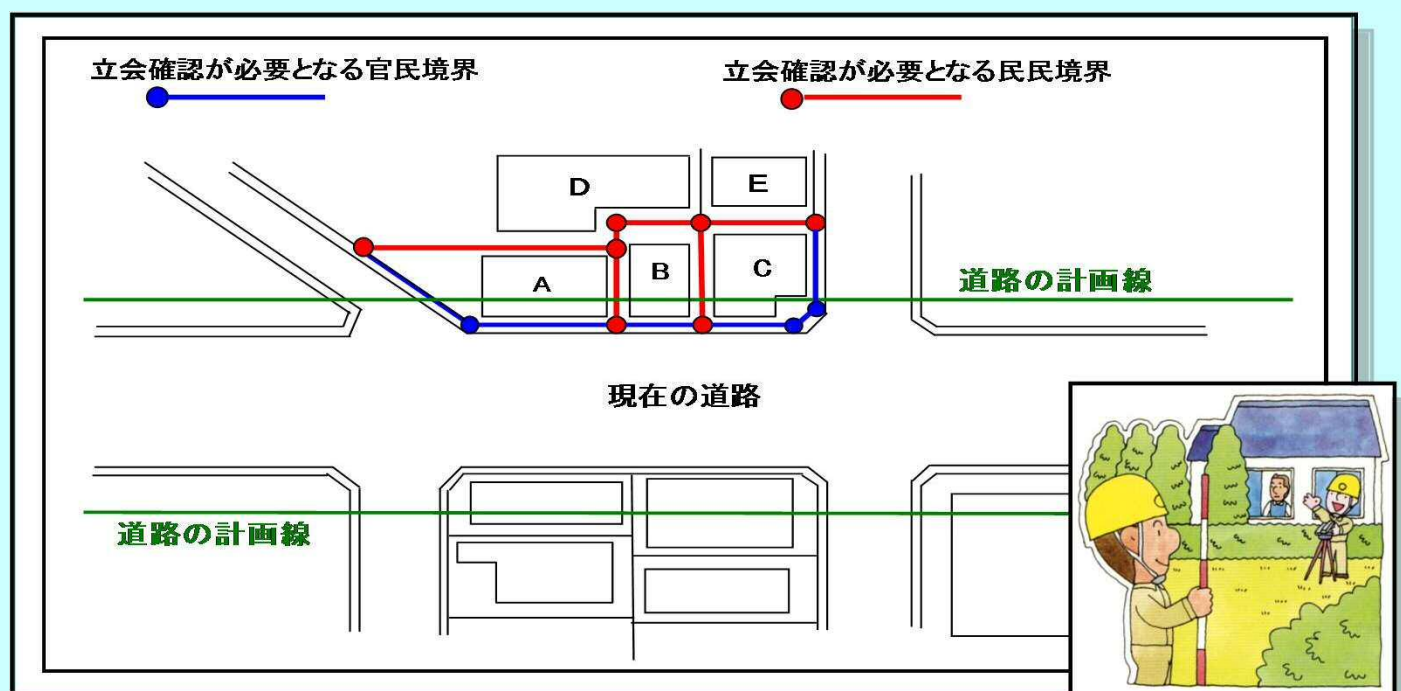
平成26年4月より、補助第144号線(平井二丁目)の用地測量をおこなっており、測量作業の際には、皆様にご協力いただきまして、ありがとうございます。
現在の用地測量の作業状況と今後の測量作業について、お知らせいたします。

- 1、現在、用地測量の状況は、皆様の敷地内にある境界標（境界石・金属プレート・鋳など）についての観測が終了しました。
- 2、今後は、道路計画線内の江戸川区道と接道する、土地の境界未確定箇所について境界立会いをお願いし、区道との境界を確定する作業をおこなっていきます。
（8月を予定）
- 3、また所有地と隣接する、全ての土地所有者様との境界立会もお願いし、土地境界の協議をいたします。協議の結果、その場で境界について合意いただける場合は、法務局に提出する書類に、ご署名とご捺印をいただくことになりますので、お手数ですが、印鑑や委任状（代理で立会をお願いされる方）をお持ち下さい。
（8月から10月を予定）

※ 引き続き、皆様の土地への立入りや立会いをお願いいたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

用地測量について

- 都市計画道路にかかる土地について、現地において関係権利者さまの立会いのうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき、一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 下記の図で、A、B、Cさんの土地の用地測量を行う場合は、計画線にかからない、D、Eさんにも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、その権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、官民（公私）境界についても確認の立会いをお願いします。

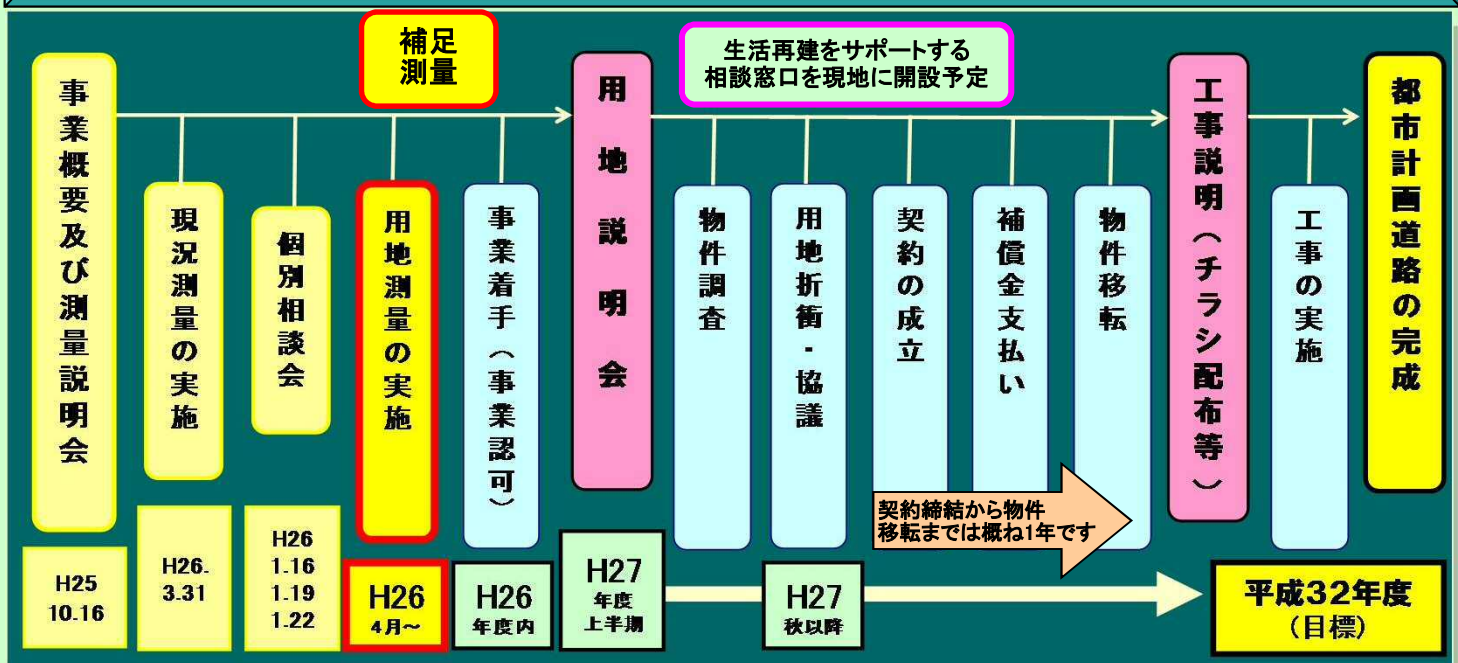


◆補足測量の範囲◆



◆事業の進め方◆

※各項目の時期は予定です。場合によっては前後することもあります。



《お問い合わせ先》

東京都第五建設事務所 〒136-0071 東京都江東区亀戸2丁目10番7号

- 補足測量に関すること
- 用地測量に関すること

工事課 木密設計担当係 Tel 03-5875-1362
工事課 木密測量担当係 Tel 03-5875-1364

東京都第五建設事務所ホームページ <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/goken/>

